

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十一号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百九十四の項中「及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十六条の六第一項」を削り、同表百九十六の項を次のように改める。

百九 十六	削除		
----------	----	--	--

別表第一の百九十七の項中「第四条第四項及び毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の六第一項」を「第四条第三項」に改め、同表百九十八の項を次のように改める。

百九 十八	削除		
----------	----	--	--

別表第一の二百一の項中「及び毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の六第一項」を削り、同表二百二の項を次のように改める。

二百 二	削除		
---------	----	--	--

別表第一の二百三の項中「毒物及び劇物取締法施行令」の下に「(昭和三十年政令第二百六十一号)」を加える。

「	
床面積が五万平	五十八

別表第一の三百九十九の五の二の項中

	方メートル以上 のもの	千円
--	----------------	----

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十条第一項又は第十三条第二項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画	床面積が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	八万四千円	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの	十三万二千円	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万六千円	計画提出又は計画通知のとき。
	床面積が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二十万七千円	計画提出又は計画通知のとき。

を

万三
計画提出 又は計画 通知の とき。

に係る同法第 二十九条第三 項に規定する 他の建築物で ある建築物に 係る審査	の 床面積が五万平 方メートル以上 のもの	二十八万九 千円	計画提出 又は計画 通知のと き。
--	--------------------------------	-------------	----------------------------

に、同表三百九十九の五の三の項中

	床面積が五万平 方メートル以上 のもの	五十八万 千円
--	---------------------------	------------

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第三十二条に規定する認定建築</p>	<p>床面積が五万平方米以上のもの</p>	<p>五十八万三千円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第三十二条に規定する認定建築</p>	<p>床面積が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>一万千五百円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第三十二条に規定する認定建築</p>	<p>床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>二万九千三百円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第三十二条に規定する認定建築</p>	<p>床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>八万四千円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき。</p>

又は計画
通知のと
き。

を

物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第二十九条第三項に規定する他の建築物である建築物に係る審査			
床面積が五千平方メートル以上	床面積が一万平方メートル以上	床面積が二万五千平方メートル以上	床面積が五万平方メートル以上
十三万二千円	十六万六千円	二十万七千円	二十八万九千円
計画提出又は計画通知のと き。	計画提出又は計画通知のと き。	計画提出又は計画通知のと き。	計画提出又は計画通知のと き。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額
---	----------------------------------

の認

に、同表三百九十九の六の項中

イ 非住宅 標準審査 又は非住 宅モデル 審査に掲 げる手数 料額
--

定申請 とき。	
を	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第三項の規定により記載され	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査
次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
認定申請のとき。	認定申請のとき。

に、同

た複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査

<p>イ 共同住宅審査に 掲げる手数料額</p> <p>ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額</p>	<p>イ 共同住宅審査に 掲げる手数料額</p> <p>エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>次に掲げる額を合算し申請のとき。</p>
---	--	-------------------------

表三百九十九の八の項中

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算し申請のとき。</p> <p>ア 共同住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>次に掲げる額を合算し申請のとき。</p>
---	--	-------------------------

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 共同住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第三項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を全て合算した額</p> <p>ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 共同住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>ウ 非住宅標準審査</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

を

に、同表三百

	に掲げる 手数料額 エ 非住宅 モデル審 査に掲げ る手数料 額

九十九の十の項中「一戸建ての住宅であつて基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「一戸建ての住宅であつて基準省令第一条第一項第二号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に、「戸建住宅仕様審査」を「戸建住宅仕様等審査」に、「共同住宅であつて基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「共同住宅であつて基準省令第一条第一項第二号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」に、「共同住宅仕様審査」を「共同住宅仕様等審査」に改める。

(奈良県行政財産使用料条例の一部改正)

第二条 奈良県行政財産使用料条例(昭和三十九年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「六六〇円」を「七三〇円」に、

四〇円 四	四〇円 三
-------	-------

を

「三〇〇円」を「三八〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇〇五

〇円 五	二〇円 四
------	-------

」に、

「六八〇円」を「七九〇円」に、

四〇円 五	七〇円 四
-------	-------

を

五〇円 六

八〇円	五
-----	---

に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「九二〇円」を「一、一

〇〇円	に、
三〇円	七
三〇円	六
を	
八〇円	八
八〇円	七
に、	
六円	

四円	
三円	
を	
七円	
五円	
四円	
に、	
四円	
二円	
を	

四円
三円

に、「二五円」を「二七円」に、「二七円」を「二九円」に、

「一三元」を「一六円」に、「二一元」を「二四円」に、
三五円
二四円
を

三九円
二七円

に、「二九円」を「二三円」に、「一六円」を「二〇円」に、

「五三円」を「五九円」に、「三六円」を「四一円」に、
「二八円 二四円」を

二八円
二四円

「三四円 三〇円」に、
「七一円 四七円」を
「七八円 五五円」に、

三四円
三〇円

七一円
四七円

七八円
五五円

「三八円」を「四五円」に、「三三円」を「四一円」に、
「一〇円 七一円」を

一〇円
七一円

「二〇円 八二円」に、「五七円」を「六八円」に、「四九円」を「六一円」に、

二〇円
八二円

「二四〇円」を「二六〇円」に、「九五円」を「一一〇円」に、「七六円」を「九一
円」に、「六五円」を「八一円」に、「二五〇円」を「二七〇円」に、「二七〇円」

を「一九〇円」に、
「三〇円 一〇円」を
「六〇円 四〇円」に、
「五〇

三〇円
一〇円

六〇円
四〇円

五〇

円 三
四〇円 二

を

九〇円 三
七〇円 二

に、「一九〇円」を「三三〇円」に、「二

六〇円」を「二〇〇円」に、

一〇円 七
七〇円 四
八〇円 三
三〇円 三

を

八〇円 七

五〇円 五
五〇円 四
一〇円 四

に、

五〇円 九
三〇円 六
〇〇円 五
四〇円 四

を

一、〇 〇〇円
三〇円 七
一〇円 六
四〇円 五

に、

〇〇円 五
三〇円 三

を

五〇円 五
八

〇円 三

に、「二七〇円」を「三二〇円」に、「三三〇円」を「二八〇円」に改め、

同表の注1の表中「安堵町、川西町」を削り、「平群町」の下に「安堵町、川西町」を加える。

(奈良県立公園条例の一部改正)

第三条 奈良県立公園条例（昭和二十九年四月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表中「三〇〇円」を「三八〇円」に、「四七〇円」を「五八〇円」に、「六三〇円」を「七八〇円」に、「四四〇円」を「五四〇円」に改める。

（奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正）

第四条 奈良県産業振興総合センター手数料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表の二の七に次のように加える。

(十) 分光光度試験

一 試料につき 四千元

別表の二の11中「六千七百円」を「六千二百四十円」に改める。

（奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正）

第五条 奈良県森林技術センター手数料条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の7中「一万三千八百二十円」を「二万六千六百十円」に改める。

（奈良県道路占用料に関する条例の一部改正）

第六条 奈良県道路占用料に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占用物件		占用料			
		所在地			
単位		単位			
第一種電柱	第二種電柱	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
		七三〇円	五一〇円	四二〇円	三八〇円
		一、 一〇〇円	七九〇円	六五〇円	五八〇円

法 第三十 二 第一 項 第一 号 に掲げる 工作物									
第三種電柱		第一種電話柱		第二種電話柱		第三種電話柱		その他の柱類	
第三種電柱		第一種電話柱		第二種電話柱		第三種電話柱		その他の柱類	
一本に		年		年		年		年	
つき一		つき一		つき一		つき一		つき一	
年		年		年		年		年	
占用面		積一平		方メー		トルに		年	
年		年		年		年		年	
五〇〇円	一、	六五〇円	一、	四〇〇円	一、	六五円	七円	四円	三九〇円
一〇〇円	一、	四六〇円	七三〇円	〇〇〇円	一、	四六円	五円	三元	二七〇円
八八〇円		三八〇円	六一〇円	八三〇円		三八円	四円	二元	一三〇円
七八〇円		三四〇円	五四〇円	七四〇円		三四円	三元	二元	二〇〇円

外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所
		年 つき 一 トルに 方メー 積一平 占用面	年 つき 一 トルに 方メー 積一平 表示面	年 つき 一 一個に	
二七円	三九円	三〇〇円 一、	三〇〇円 四、	五五〇円	三〇〇円 一、
一九円	二七円	九一〇円	九〇〇円 一、	三八〇円	九一〇円
一六円	一三三円	七六〇円	九六〇円	三二〇円	七六〇円
一四円	二一〇円	六八〇円	六七〇円	二八〇円	六八〇円

法第三十	第二条	第一項第二号に掲げる物件	第一項第二号に掲げる物件	第一項第二号に掲げる物件	第一項第二号に掲げる物件
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの

長さ一メートルにつき一年

五九円	七八円	一二〇円	一六〇円	二七〇円	三九〇円
四一円	五五円	八二円	一一〇円	一九〇円	二七〇円
三四円	四五円	六八円	九一円	一六〇円	二三〇円
三〇円	四一円	六一円	八一円	一四〇円	二〇〇円

法第	法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設						外径が一メートル以上のもの	
	その他のもの	路 地下に設ける通	路 上空に設ける通	地下及び地下室				
				階数が二のもの	階数が三以上のもの	階数が一のもの		
祭礼、縁日その他の催しに際し、				占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年		
四三円	三〇〇円 一、	三〇〇円 一、	一〇〇円 二、	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	七八〇円	
一九円	九一〇円	五六〇円	九三〇円				九一〇円	五五〇円
一〇円	七六〇円	二九〇円	四八〇円				七六〇円	四五〇円
七円	六八〇円	二〇〇円	三三〇円				六八〇円	四一〇円

和 二 (昭 行 令 法 施 道 路)				施 設 げ る に 掲 六 号 項 第 一 二 条 三 十					
祭 礼 、 縁	標 識	除 く 。 の を る も で あ ー チ (ア 看 板		の 設 け る も 一 時 的 に		そ の 他 の も の		一 時 的 に 設 け る も の	
		年 月	年 月	年 月	年 月	日	日	日	日
	〇〇〇〇円	三〇〇〇円	四三〇〇円	四三〇〇円					
	七三〇〇円	九〇〇〇円	一九〇〇円	一九〇〇円					
	六一〇〇円	九六〇〇円	九六〇円	九六〇円					
	五四〇〇円	六七〇〇円	六七〇円	六七〇円					

第八 七条 令第			令第七号に掲げる施設 る仮設建築物及び同条 第七号に掲げる施設	令第七条第四号に掲げ る工事用施設及び同条 第五号に掲げる工事用 材料	令第七条第二号に掲げ る工作物	もの
	地下	の 上空に設けるも もの				
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・ 〇一四を 乗じて得 た額	一三〇円	四三〇円	一、 三〇〇円	一〇〇円
		Aに〇・ 〇一六を 乗じて得 た額	九一円	一九〇円	九一〇円	
		Aに〇・ 〇一九を 乗じて得 た額	七六円	九六円	七六〇円	
		Aに〇・ 〇二三を 乗じて得 た額	六八円	六七円	六八〇円	

掲げ 号に 第十 七条 令第	設 る 掲 げ 号に 第九 七条 令第	設 る 掲 げ 号に			
建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	の も 設 け に く。 を 除 く。	の も 設 け に く。 を 除 く。
				の 以上 のも も 階 数が 三	の 階 数が 二

年
つき一
トルに
方メー
積一平
占用面

Aに○・	Aに○・○二三を乗じて得た額	額 じて得た ○一を乗 Aに○・	た額 乗じて得 ○一四を Aに○・	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額
Aに○・		た額 乗じて得 ○一二を Aに○・	た額 乗じて得 ○一六を Aに○・			
Aに○・		た額 乗じて得 ○一三を Aに○・	た額 乗じて得 ○一九を Aに○・			
Aに○・		た額 乗じて得 ○一六を Aに○・	た額 乗じて得 ○二三を Aに○・			

施設 の	上げる に掲 三号 第十 七条 令第 七条 第十 七号	令第七 条第十 二号に 掲 げる 器具	物 建築 仮設 応急 上げる に掲 一号 第十 七条 第十 七号	物 建築 仮設 応急 上げる に掲 一号 第十 七条 第十 七号	場 駐車 動車 び自 設及 る施
の	上空に設けるも の	トンネルの上又 は自動車専用道 路（高架のもの に限る。）の路 面下に設けるも の	の	の	その他のもの

Aに○・○二三を乗じて得た額	た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	額	○一を乗 じて得た
	た額					額	○一二を 乗じて得
	た額					額	○一三を 乗じて得
	た額					額	○一六を 乗じて得

その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
その他前各項により難い占用	前各項に準じて知事が定める額

別表の備考1の表中「安堵町、川西町」を削り、「平群町」の下に「安堵町、川西町」を加える。

(奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正)

第七条 奈良県流水占用料等に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「六六〇円」を「七三〇円」に、「四四〇円」を「五一〇円」に、

「三五〇円 三〇〇円」を「四二〇円 三八〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、

一〇〇円」に、「六八〇円」を「七九〇円」に、

「五四〇円 四七〇円」を

「六五〇円 五八〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「九二〇円」

を「一、一〇〇円」に、「七三〇円」を「八八〇円」に、「六三〇円」を「七八〇円

」に、「一四〇円 九五円」を「一六〇円 一一〇円」に、「七六円」を

「九一元」に、「六五円」を「八一円」に、

「二五〇円 一七〇円」を

「二七

--	--	--

〇円	一九〇円
----	------

に、「一三〇円」を「一六〇円」に、「一一〇円」を「一四〇円

「に、

三五〇円	二四〇円	一九〇円	一六〇円
------	------	------	------

を

三九〇円	二七〇円
------	------

に、

一三〇円	一一〇円
------	------

に、

七一〇円	四七〇円
------	------

を

七八〇円	五五〇
------	-----

円

に、「三八〇円」を「四五〇円」に、「三三〇円」を「四一〇円」に、「二二〇円」を「一三〇円」に、「七九円」を「九一円」に、「六三元」を「七六円」に、「五四円」を「六八円」に、「二、一六〇円」を「二、二七〇円」に、「七八〇円」を「九〇〇円」に、「六二〇円」を「七五〇円」に、「五三〇円」を「六六〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、五八〇円」を「二、八二〇円」に、

〇円」を「一三〇円」に、「七九円」を「九一円」に、「六三元」を「七六円」に、「五四円」を「六八円」に、「二、一六〇円」を「二、二七〇円」に、「七八〇円」を「九〇〇円」に、「六二〇円」を「七五〇円」に、「五三〇円」を「六六〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、五八〇円」を「二、八二〇円」に、

「一、二六〇円」を「一、五二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、三六〇円」に、

「三二〇円」を「三五〇円」に、「二二〇円」を「二五〇円」に、

一七〇円

四〇円
を

二〇〇円	一八〇円
------	------

に、「八八〇円」を「九七〇円」に、「五

九〇円」を「六八〇円」に、

四七〇円	四〇〇円
------	------

を

五七〇円	五〇〇円
------	------

に改め、同表の備考1の表中「安堵町、川西町」を削り、「平群町」の下に「安堵町、川西町」を加える。

(奈良県立都市公園条例の一部改正)

第八条 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを

一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

十六 奈良公園バスターミナルレクチャーホール

十七 旧山口氏南都別邸茶室

別表第二中「六六〇円」を「七三〇円」に、「三〇〇円」を「三八〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「四七〇円」を「五八〇円」に、「一、四〇〇円

」を「一、五〇〇円」に、「六三〇円」を「七八〇円」に、

六円

三円

を

七円

三円

に、「二五円」を「二七円」に、

「一一円」を「一四円」に、「三五円」を「三九円」に、「二六円」を「三〇円」に、「五三円」を「五九円」に、「二四円」を「三〇円」に、「七一円」を「七八円」に、

「三三円」を「四一円」に、

一一〇円	四九円
------	-----

を

一一〇

円
六一円
に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六五円」を「八一円」

六一円

に、

二五〇円	一一〇円
------	------

を

二七〇円	一四〇円
------	------

に、

「三五〇円」を「三九〇円」に、「二六〇円」を「二〇〇円」に、「七一〇円」を「七八〇円」に、「三三〇円」を「四一〇円」に、「九五〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四四〇円」を「五四〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「五四〇円」を「六八〇円」に、「五〇〇円」を「五五〇円」に、「二三〇円」を「二八〇円」に改める。

別表第四の九を削り、同表の十を同表の九とし、同表の十一から十六までを同表の十から十五までとし、同表に次のように加える。

十六 奈良公園バスターミナルレクチャーホール

1 施設使用料

種別	使用料					
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで			
レクチャールホール	九、三〇〇円	二一、七〇〇円	一〇、八五〇円	二二、二五〇円	三二、五〇〇円	
レクチャールホール及び情報広場	一一、四〇〇円	一五、二〇〇円	二六、六〇〇円	一三、三〇〇円	二八、五〇〇円	三九、九〇〇円

注

1 この表の使用料は、専用に使用する場合に限り、徴収する。

- 2 午前九時前に使用する場合の使用料は、三十分につき「午前九時から正午まで」における使用料の額の百分の十七・五に相当する額とする。
- 3 午後九時三十分を超えて延長して使用する場合の使用料は、三十分につき「午後六時から午後九時三十分まで」における使用料の額の百分の十五に相当する額とする。
- 4 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における使用料は、この表に定める額の二倍に相当する額とする。

2 備品を使用する場合

備品の使用料は、備品ごとに規則で定める額とする。

十七 旧山口氏南都別邸茶室

使用料	
午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで
八、四〇〇円	一一、二〇〇円
午前九時から午後五時まで	午後六時から午後九時三十分まで
一九、六〇〇円	九、八〇〇円
午後一時から午後九時まで	午後九時から午後九時三十分まで
二一、〇〇〇円	二九、四〇〇円

（奈良春日野国際フォーラム条例の一部改正）

第九条 奈良春日野国際フォーラム条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の注を次のように改める。

注

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。
- 2 午前九時前に使用する場合の使用料は、三十分につき「午前」における使用料の額の百分の十七・五に相当する額とする。
- 3 午後九時三十分を超えて延長して使用する場合の使用料は、三十分につ

き「夜間」における使用料の額の百分の十五に相当する額とする。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正)

第十条 奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第

九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 高等学校(専攻科) 年額 十一万八千八百円

第三条第一項の表に次のように加える。

高等学校(専攻科)	四万九千五百円	三万九千六百元	二万九千七百元
-----------	---------	---------	---------

第五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 高等学校(専攻科) 二千二百円

第七条第一項に次の一号を加える。

四 高等学校(専攻科) 五千六百五十円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条中奈良県立都市公園条例第八条第一項に二号を加える改正規定(第十七号に係る部分に限る。)及び別表第四に次のように加える改正規定(同表の十七に係る部分に限る。) 令和二年五月二十四日

二 第十条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 令和三年四月一日

三 第十条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第五条の改正規定 規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県産業振興総合センター手数料条例又は奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なお従前の例による。